第二十六条第一項中「、厚生労働省令」を「、主務省令」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項第五号中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同項第六号中「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）」とあるのは、「申出」とする。

第二十八条及び第三十一条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第三十一条の三　第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらの者に係る事業主については、この節の規定（第二十八条及び前条を除く。）は、適用しない。

第三十二条中「とする」を「とし、政府及び実施機関（厚生労働大臣を除く。第二十四条第一項、第四十条、第七十九条第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十四条の五第二項並びに第八十四条の六第二項並びに附則第二十三条の三において「政府等」という。）が行う」に改める。

第三十三条中「基いて、厚生労働大臣」を「基づいて、実施機関」に改める。

第三十四条第一項中「の積立金」の下に「及び第七十九条の二に規定する実施機関積立金」を、「をいう。）を」の下に「政府等が」を加える。

第三十五条第一項中「五十円」を「一円」に、「百円」を「一円」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（二月期支払の年金の加算）

第三十六条の二　前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2　毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第三十八条第一項中「保険給付、」を「保険給付又は」に改め、「又は他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）」を削り、「遺族厚生年金を除く。）、国民年金法」を「遺族厚生年金を除く。）又は同法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）」を削り、「老齢厚生年金を除く。）、国民年金法」を「老齢厚生年金を除く。）又は同法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）」を削り、同条第二項ただし書中「、国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付」を「又は国民年金法による年金たる給付」に改める。

第三十九条第三項中「停止して年金たる保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十条中「政府」を「政府等」に改める。

第四十条の二中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第四十三条第三項中「、資格を喪失した日」の下に「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）」を加える。

第四十三条の二第一項第二号イ中「この法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）」を「被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）」を「標準報酬」に、「被用者年金被保険者等の」を「被保険者の」に、「標準報酬月額等の」を「標準報酬の」に、「被用者年金被保険者等に」を「被保険者に」に改め、同条第二項第一号中「標準報酬月額と標準賞与額（以下「前年度の標準報酬月額等」を「標準報酬（以下「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「標準報酬月額と標準賞与額（以下「前々年度等の標準報酬月額等」を「標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第四項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の三第二項中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に、「前々年度等の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改める。

第四十三条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者」を「公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者」に、「「公的年金被保険者等総数」を「この号において「公的年金被保険者総数」」に改め、同条第二項第一号中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十三条の五第二項第一号中「前年度の標準報酬月額等」を「前年度の標準報酬」に改め、同項第二号中「前々年度等の標準報酬月額等」を「前々年度等の標準報酬」に改め、同条第三項中「標準報酬月額と標準賞与額」を「標準報酬」に改める。

第四十四条の二第一項中「老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十四条の三第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同項ただし書中「、国民年金法」を「又は国民年金法」に改め、「又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。）」を削る。

第四十六条第一項中「若しくはこれに相当するものとして政令で定める日」を「（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日」に改め、「若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日」を削り、「以下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の使用される者」を「国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）に、「する。以下この項において同じ」を「する。以下「総報酬月額相当額」という」に改め、同項ただし書中「同項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「七十歳以上の使用される者の」を加え、同条第七項中「、共済組合が支給する年金たる給付、私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第四十八条第一項中「、第五十四条第二項ただし書及び第五十四条の二第一項」を「及び第五十四条第二項ただし書」に改める。

第五十二条第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第五十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給停止）」を付する。

第五十四条の二を削る。

第五十六条第二号中「、共済組合が支給する年金たる給付又は私立学校教職員共済法による年金たる給付」を削る。

第六十条第一項中「（次項の規定が適用される場合を除く。）」を削り、同項第二号中「その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金等」という。）のいずれか」を削り、同号ロ中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に改め、「の合計額」及び「又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を削り、「これら」を「同項」に、「以下同じ」を「次条第三項及び第六十四条の二において同じ」に改め、「から政令で定める額を控除した額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号ロ」を「前項第二号ロ」に、「老齢厚生年金等の額の合計額」を「老齢厚生年金の額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。